

あるが嬉しい花やか事業について

1 趣旨

市民憲章の「自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります」との行動指針を具現化し、市民と協働で住みよいまちづくり、さらに、美しい花のあるまちづくりを推進していきます。

市民が花の播種(種まき)作業等を通じて、地域コミュニティづくりを図ることにより、花のある魅力ある場所に愛着を持ち、地域活性化を促進していきます。

2 対象団体

- (1) 自治会・ボランティア団体・趣味のサークル・企業・地域など
- (2) 年間を通じて維持管理を行うことのできる団体
- (3) 構成員が5人以上の団体

3 対象用地

公開性の高い場所で、広く一般の人が常時立ち入ることができる状態にあり、所有者の承諾を得られる場所を対象用地とします。

おおむね、10アール(1反・300坪)の面積程度の用地を想定しています。

- (1) 市内の公共的な施設(コミュニティセンター・公民館)または、その隣接地
- (2) 市内の作付されていない農地
- (3) 道路や公園などの隣接地
- (4) 自治会内の民有地

4 種子の配布

対象団体から事業計画書を提出していただき、希望する種子を市が用意し、団体へ配布します。

5 対象団体への謝礼

年間を通して維持管理ができる団体に対して、年間5万円の謝礼をお渡しします。

6 看板設置

市から「あるが嬉しい花やか事業」の看板を1枚ずつ配布し、対象用地に設置していただきます。

看板のイメージは下図のとおりです。



【問合せ】地域振興部 地域政策課
担当：野中 TEL0282-21-2453